

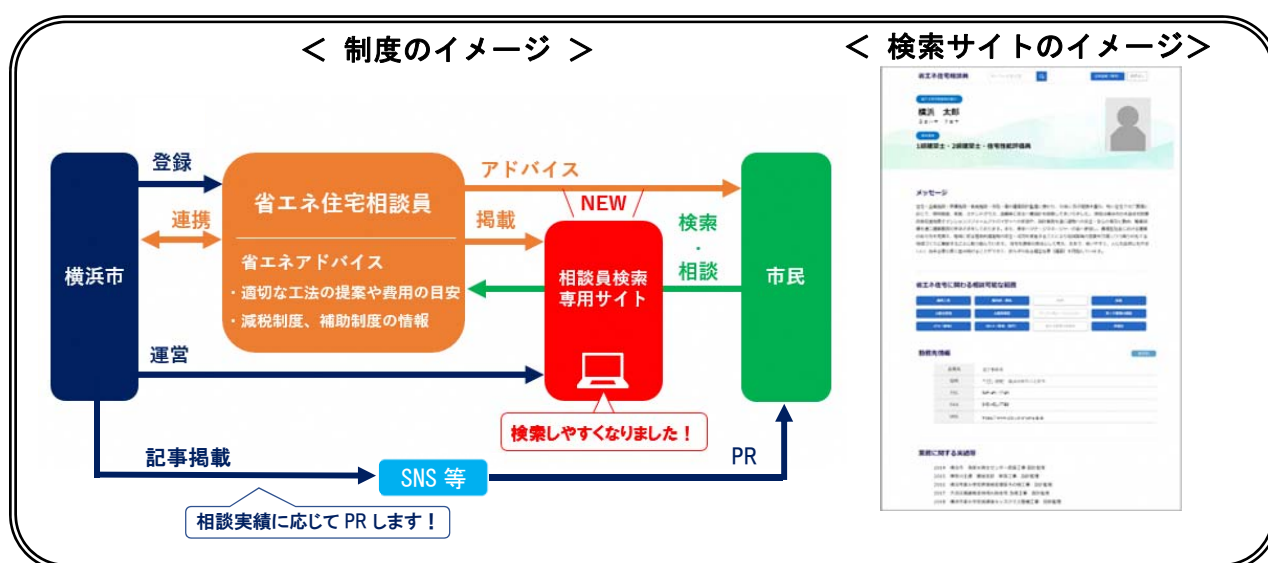
横浜市省エネ住宅相談員登録制度 令和3年度登録者募集要項

1 制度概要

横浜市省エネ住宅相談員は、環境に配慮した「省エネ住宅」の適切な工法の提案や費用の目安を提示するなど、市民からの相談に対し、総合的なアドバイスを行う専門家（建築士等の有資格者）です。

市民が身近な場所で気軽に安心して相談する機会を増やし、新築住宅及び既存住宅の省エネルギー化を普及・推進していくことを目的に、平成24年12月から登録制度を開始しました。

相談員として登録した後は、名簿やPRシートを本市のホームページ等で公開し、広く周知していきます。



2 申請要件

次に掲げる要件を満たすことが条件となります。申請書類をご提出いただき、要件をすべて満たしていることを確認した後、横浜市が実施する登録講習会を受講いただいた方を登録します。

- (1) 一級建築士、二級建築士、木造建築士、1級建築施工管理技士若しくは2級建築施工管理技士のいずれかの資格等を保有している者又はその他市長が認める者。
- (2) 市内に在住している者、または市内に本社若しくは営業所がある事業所（個人事業主も含む）に勤務している者であること
- (3) 省エネ住宅相談員の責務を遵守して実施することを宣誓できること。

3 主な活動内容

- (1) 市民からの省エネ住宅に関する相談対応
- (2) 市民を対象とした「出張相談会」等への参加
- (3) スキルアップを目的とした相談員向け研修会等への参加
- (4) その他

4 登録期間

令和3年12月1日から令和5年11月30日まで（2年間）

※ 更新する場合には、再度、講習会の受講が必要になります。

5 登録講習会

省エネ住宅相談員に登録しようとする方は、次の講習会への参加が必須です。

詳細は申込み後に事務局からお送りする受講決定通知書でご確認ください。

<日 時> 令和3年11月15日（月）14:00～16:00

<会 場> みなとみらい21プレゼンテーションルーム

（横浜市西区みなとみらい2丁目3番5号

クイーンズスクエア横浜 クイーンモール3階）

6 登録の抹消

次に掲げる要件に該当する場合には、登録を取り消す場合があります。

- （1）要綱第3条に規定する事項に著しく反していると認められる場合
- （2）要綱第4条に規定する登録要件を欠いた場合
- （3）要綱第10条に規定する実績報告を行わなかった場合
- （4）省エネ住宅相談員自ら登録抹消を申し出た場合

7 申込み方法等

横浜市建築局ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/sien/shoene/event/touroku.html>

より申請書等をダウンロードいただき、必要事項を記入・添付の上、事務局までメールでご提出ください。

<提出書類>

- （1）省エネ住宅相談員登録申請書（Excel データ）
- （2）省エネ住宅相談員PRシート（Excel データ）
 - ※ PRシートは省エネ相談員専用検索サイト等で公開し、市民の閲覧に供します。
 - ※ 記載内容は、修正を依頼する場合があります。
 - ※ マンション名や個人宅名（実名）を特定できないように、記載（当該マンション等の承諾を受けている場合を除く）してください。
- （3）市内に在住、または在勤を証明する書類（PDF 等データ）
（ ex：運転免許証、住民票、在勤証明書等 ）
 - ※ 住民票は、個人番号（マイナンバー）の記載していないものを御提出ください。
- （4）資格証明書の写し（PDF 等データ）

<提出先>

eco-house@yokohama-kousya.or.jp

横浜市住宅供給公社（省エネ相談員担当）

※電話、FAX、郵送によるお申込は受け付けておりません。

<受付期間>

令和3年10月18日（月）～ 令和3年11月8日（月）※ 必着

8 問合せ先（事務局）

横浜市住宅供給公社 街づくり事業部 街づくり事業課

住所：横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル5F

TEL：045-451-7740